

埼玉県県土づくり優秀委託業務表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設事業の公共性に鑑み、埼玉県都市整備部が発注した委託業務を、優秀な成績で完了した受注者及び管理技術者（技術管理者、照査技術者を含む。以下「管理技術者等」という。）を表彰することにより、受注者の技術の向上を図るとともに、委託業務の適正な履行を確保することを目的とする。

(対象業務)

第2条 表彰の対象業務は、都市整備部の発注する委託業務のうち、表彰実施年度の前年度に完了し、次のいずれかに該当するものとする。

測量業務（用地測量を含む）、地質・土質調査業務、設計業務、調査業務、計画業務、単純調査業務、点検業務 等

（ただし、雑草刈払等の維持管理業務を除く）

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 優秀賞 表彰対象業務の履行において、必要とされる業務困難度（構想力、応用力、知識）が高く、かつ第4条（1）から（4）に該当し、他の模範となる受注者及び管理技術者等を表彰する。
- (2) 奨励賞 県内業者（埼玉県の「競争入札参加資格者名簿 設計・調査・測量－県内業者－」に登載されている者をいう。）が受託した表彰対象業務の履行において、第4条（1）から（4）に該当し、他の模範となる受注者及び管理技術者等を表彰する。

(表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号に該当し、他の模範とするに足るものに対して行う。

- (1) 業務内容を的確に理解し、事前準備、企画力等が優れていること。
- (2) 工程管理、現地の把握、技術力、創意工夫等が優れていること。
- (3) 成果のとりまとめ、目的の達成度等が優れていること。
- (4) その他、事業の遂行に著しく貢献したもの。

(欠格事項)

第5条 第2条及び前条の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受注者が埼玉県

の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。

(2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受注者が埼玉県
の契約に係る暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加除外の措置を受け、又は
措置を受けることが明らかである場合。

(3) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関
し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。

(4) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県発注業務
の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料の内容に基づき履行できなかった
ことがあった場合。

(5) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行
わない。

(候補者の推薦)

第6条 表彰対象業務の推薦については、別に定める実施基準に基づき、それぞ
れの業務の発注課所長が、審査委員会委員長へ推薦するものとする。

(審査委員会)

第7条 第4条の規定による表彰について、その可否を審査するため審査委員会
(以下「委員会」という。)を設ける。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、別表1の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。

6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 委員会は、別に定める実施基準に基づいて、専門的事項を調査、審議して、
表彰候補者を選定する。

8 委員長は、審査において必要があるときは、発注課所長又はその指定する職
員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(被表彰者の決定)

第8条 都市整備部長は、委員会の審査結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、年1回都市整備部長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局は、都市整備政策課に置く。

(実施基準)

第11条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表1

審査委員会

区 分	職 名
委 員 長	都市整備部 副部長 (技)
副委員長	都市整備部 副部長 (事)
委 員	産業基盤対策幹 都市整備政策課長 都市計画課長 市街地整備課長 公園スタジアム課長 建築安全課長 住宅課長 営繕課長 設備課長